

令和4年1月15日

清瀬市立小・中学校
保護者 各位

清瀬市教育委員会
教育部長 粕谷 靖宏

学校給食費未納者への対応について（お知らせ）

日頃より本市の教育行政にご理解・ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、学校給食運営のための経費は学校給食法により、学校設置者と児童・生徒の保護者による負担が定められ、給食実施に必要な施設・設備に要する経費及び調理員の人件費等は市が負担し、児童・生徒の保護者の皆様から集金した給食費は、学校ごとの会計の中で食材購入に充てられています。

給食費に未納が発生した場合、学校給食全体への影響が生じ、未納の保護者とお支払いをいただいた保護者との間に不公平が生じることになります。

このため教育委員会では、上記の内容を保護者の皆様にご理解いただきたいと考えております。また、安定した給食運営及び公平な保護者負担に考慮し、給食費のお支払いが滞り、かつ督促に応じていただけない方には、未納期間に応じ下記のとおり対応させていただきたいと考えております。

どうか本趣旨等をご理解いただき、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

記

1 給食費未納3カ月以下の場合

原則として、口座引落しではなく、集金袋等による「現金集金」に変更させていただきます。また、学校教職員による督促を行うこともあります。

2 給食費未納4カ月以上の場合

原則として、法的措置を視野に入れた「督促状」を発行します。また、教育委員会職員が自宅への訪問を行うこともあります。

3 上記2の督促にも応じていただけない場合

清瀬市の顧問弁護士に相談のうえ、やむを得ず裁判所に提訴することもあります。

<問合せ・連絡先>

清瀬市教育委員会 教育部教育総務課 学務係
電話 042-497-2539（直通）